



行政書士しが

題字 滋賀県知事 國松善次氏筆

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成18年2月10日

行政書士法第19条と総務省令

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

1.はじめに

行政書士法施行規則の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。)が、昨年12月21日公布された。改正省令は、行政書士の電磁的記録の作成業務を新たな独占業務とした行政書士法改正の成立過程で、自動車業界の政治的圧力と規制緩和要求により適用除外措置が講じられたことによる。しかしこれはあくまで自動車登録に関する手続きに限るものであることは国会答弁で明確にされている。この機会に、法改正を直接担当した者の責務として法第19条と改正省令に関して若干述べてみたい。

2.適用除外の先例

ところで、土業の独占業務に関する適用除外規定は、行政書士法が始まりではない。先例として、①税理士法(臨時の税務書類の作成等)第50条、同(税理士業務を行う弁護士等)第51条、同(行政書士等が行う税務書類の作成)第51条の2②社会保険労務士法(行政書士法付則 経過措置)③弁理士法の著作権業務の非独占規定等があった。その後も④海事代理士法付則第19条は行政書士を適用除外としている。さらに弁護士法についても、弁護士の法律事務の独占について、「他の法律」に定めるものを除外したのである。すなわち行政書士法において、法律事務を行うことが出来るとする法改正の道が開かれている。しかし各法においても制定時に際して拡大されたものは今も見あたらないが、今後OSSのシステム構築の進捗にあわせた拡大策に注意を要する。

3.施行規則により指定された手続き及び者

行政書士法第19条に規定した、「定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続き」に関して、①対象車両＝型式指定を受けた新車の自動車②申請手続＝一部稼働するOSSを利用して行う手続(車庫証明を含む)が改正省令により指定された。

ついで、「当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」については、社団法人日本自動車販売協会連合会(以下自販連という)が指定された。

自販連は行政書士法違反をクリアする対策として、ユーザー負担による自販連登録代行センターを全国に設置、行政書士を約70名配置し、ディーラーの登録業務をセンターに委託させ、今日まで20数年間の経験を有しており、取り扱う新車登録業務が全体量の約92%を占めていることによる。

4.OSS構築に関する注意点

法第19条に関する国土交通省との交渉過程で、車庫証明も対象業務とするよう強い要求があったが日行連としては断固として譲らなかったため、国交省が取り下げた経緯がある。ところが今回定める手続に車庫証明が含まれた。これはシステム構築において、それぞれ個別手続であった車庫証明と登録手続を一体化して同時申請とした手法

である。これはワンストップに名を借りた資格法の規制緩和手法としての先例になるおそれがあり、この手法の影響は計り知れないものがある。

改正省令は、添付書類の作成や税務書類に関して指定していない。システム構築が一部の手続にしか対応できないからである。今後新車から中古車、軽自動車と段階ごとの同時申請手続きの充実化に併せて、税務申告や他の許認可手続き等の約80近い各種の手続きを取り込み、同時申請としてシステム化されることにより、指定する手続が拡大されないよう省令改正の動向に注意を要する。

5.入力補助と違法行為

次に、OSSの稼働によりユーザーが自宅のパソコンで、あるいはディーラーの店頭で置かれた端末から自ら登録することは拒否できない。しかし総務省令で指定されていない販売店が、顧客サービスと称して入力補助や代理申請をどこまで行うのか、行政書士法違反行為の観点から明確にしなければならない。これには免許証事務を行うタイプ作業に関して、それが当該申請の重要な部分を占めるのであれば、法第19条違反となつた警察庁免許課長宛自治行政課長回答が参考になる。

6.ユーザー登録の推進と車庫証明の合意確認書

他方、自動車業界にもジレンマが生じている。ユーザーが自ら登録する場合、販売店によるユーザー登録の入力補助サービスが向上するのに反比例して、諸費用は低廉化し、自販連登録代行センターの受託率は低下することも想定される。その予防策として封印や物の管理業務等いろいろの理由を付けて、ユーザー登録の阻止を店頭で組織的に行うのであれば、その行為は、国民の自ら手続を行うための権利を侵害し、政府の電子政府構築戦略に背くこととなる。日行連が今認識すべきことは、車庫証明業務に関する両業界の合意が、車庫証明と登録業務の一体手続というシステム構築手法で一方向的に反故にされたと考えるべきである。

7.今後の対応策

改正省令の施行に伴い、内外に生じた法第19条の拡大解釈に関する不安が、会員間に広まっている。さらに、官業の民営化のひとつとして、規制改革・民間開放推進会議において新車登録業務が取り上げられている。そうなれば、官の手続きから民への手続きとなり、官公署に提出する書類が権利義務事実証明に関する書類となる。

OSSに関して、①システム構築に名を借りた適用除外を拡大しない②OSSにおける行政書士の業務領域の拡大に関する基本戦略を策定③手続代行料を有料、書類作成料を無料として手続を行う手法の違法性の検討等については当面する業務部の対応策である。業務部が対応することは戦略なき対応となりかねない。ITC社会の到来と時代の潮流に沿った、行政書士制度構築の基本戦略に基づく最適解答策を日行連が日政連との連携の中で実現すべきであるとする。